

◆国民健康保険特別会計について

**問** 平成27年度の収支の見通しについて

**答** 国による約1,700億円の公費拡充措置に伴い、本市への影響額は約4,200万円の歳入増となるものの、現在の税率では、5,500万円程度の歳入不足が見込まれることから、今回あわせて国民健康保険税条例の一部改正を行い、この税率改正により約4,200万円の税収増を見込んでいます。また、料金改定による低所得者軽減に対する負担金として約1,300万円補てんされることにより平成27年度の会計収支が維持できるものと考えています。

**問** 当市の保険税額は、所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で賦課しているが、県内の賦課方式の状況は。また、国保の広域化により賦課方式は統一されるのか。

**答** 大洲市を含めた7市が4方式を採用してお

り、残り4市が資産割額を除く3方式を採用している。なお、平成30年度に国保財政の運営主体を都道府県が担うこととなった際は、県が市・町ごとに納付金額を決定したうえで、標準保険料率を示し、これを参考に市・町が保険料率を決定し賦課・徴収をするものとなる。

将来的には県内統一した保険料に向けた検討がなされ、賦課方式についても議論されることになると考えている。

◆大洲市住宅新築資金等貸付金にかかる権利の放棄について

**問** 債権放棄した場合の市の財政負担について

**答** この貸付事業は、借入補助を受けており、今回の債権放棄については、放棄する額の4分の2を国、4分の1を県から償還推進助成事業を利用し受け入れるため、市の財政負担は、ほぼ生じない。

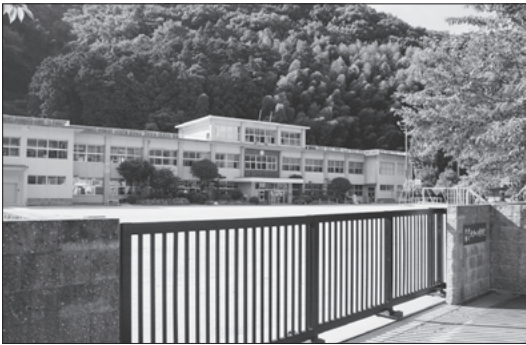
**問** 今後も債権放棄を行うのか。

**答**

返還をされている方との均衡を図るためにも、滞納者に対しては、担保売却などの法的手続きや保証人への請求など回収に努めるとともに、同様の対策を実施している他県などの例を参考に慎重に解決策を検討していきたい。債権放棄に当たっては、国の要綱及び市の基準に基づき、国及び県と十分に協議を行い、助成を受けながら進めていきたい。

◆小学校統廃合事業について

**説明** 大和小学校の統廃合事業に伴う、閉校記念式典



大和小学校

経費、スクールバス購入費、統廃合補助金であるが、統廃合補助金については、これまで大洲市小学校統廃合地域振興補助金交付要綱により、統廃合を円滑に推進する準備にかかる経費として、廃校年度に200万円、廃校後の地域環境整備、地域振興を図る経費として、廃校年度の翌年度から3年度の間300万円の計500万円が交付されてきた。統廃合計画期間終了後の統廃合のため、この地域振興補助金に該当しないことから、学校を閉校するにあたり、記念碑、記念誌の作成費及び地元主催のお別れ会に必要な経費として、今年度200万円、来年度50万円の計250万円を統廃合補助金として計上しようとするものである。

**意見** 統廃合計画期間中の地域振興補助金と今回の統廃合補助金では性質が異なるものであることは理解できるが、今後、統廃合を検討していく学校も出てくることを想定すれば、大きな金額の差とならないよう配慮が必要ではないか。

◆大洲病院事業について

**説明** 大洲病院は、看護師の必要数は満たしているものの、育児などのため、夜勤可能な看護師が十分でないなどが喫緊の課題となっており、この課題解消と働き続けられる魅力ある職場改善のため、院内保育所を大洲病院が整備するもの。

**意見** 看護師等の確保、職場環境改善のため院内保育所を設置することは時宜を得たものであるが、医師の確保など医療を取り巻く環境は非常に厳しく、事業実施に当たっては病院経営に十分配慮した執行をお願いしたい。



院内保育所が設置される市立大洲病院